

# 「熊本産院」の存続を求める要請書

2009年6月12日

熊本市議会議長 竹原 孝昭様

貴職の平素のご活躍に心から敬意を表します。

私たちは、市政初の憲法・地方自治法に基づく『直接請求署名運動』に取り組み、4月27日から5月17日までの1ヶ月間で、法定数を上回る4万6千筆をこす署名を集めることができました。

多くの市民の皆さんが喜んで署名に協力していただき、幸山市長が強行した「産院廃止の決定」に納得していないこと、「熊本産院を存続して欲しい」と願っておられることを実感しました。この署名の背後には、10万人を超える市民の皆さんの「子どもを大切にしたい」「命を大切にしたい」との熱い想いがあふれています。

私たちは、母乳育児の取組みが評価され、WHO・ユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」に認定され、24時間・365日「母と子の駆け込み寺」としての役割を果たしている熊本産院の60年の歴史をこのまま終わらせてはならないとの思いでいっぱいでした。そうした時、元熊本大学法学部教授の竹内重年先生から、地方自治法に基づく『直接請求制度』があることを教えていただき、学習会を重ね、3000名を越す受任者で署名に取り組み、4万6千筆を超え、有権者の1割近くの名を頂くことができました。

市議会におかれては、一度は、市立産院の存続を願う10万人を超える署名をしっかりと受け止めていただき、『市民病院附属熊本産院』として、存続させていただきました。その後、保健福祉委員会での付帯決議で、「2年後の決算では、赤字額を3000万円以下にする」という条件が付けられ、それをクリアしたにも関わらず、今年の9月議会では、「廃止条例」が賛成多数で可決されました。

憲法や地方自治法では、『直接民主主義』を重視し、機能させることによって地方自治の発展を期待しています。熊本市では、日本国憲法に規定する地方自治体の本旨に基づく自治を推進し、『主権者である住民の信託に基づく市政を進める』ために、『熊本市自治基本条例』の制定に向けた取組みが進められています。

熊本市議会は、再び、4万6千筆に託された市民の願いをしっかりと受け止め、産院存続に向け、「熊本市病院事業の設置等に関する廃止の一部を改正する条例(平成20年条例第90号)の廃止」を求める条例の制定にご尽力たまわりますようお願いいたします。

**熊本産院の存続を求める直接請求市民の会**

**代表者 内野元・鬼武優子・田邊悦子 宮里六郎・矢野道弘**

**事務局 熊本市神水1-20-15(担当中嶋) ☎340-0057**